

令和2(2020)年度
マスク・医療関連製品等
生産設備導入支援補助金
(二次募集)

事業計画募集案内

栃木県産業労働観光部工業振興課

栃木県では、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的として県内医療機関や災害時に設置される避難所等で活用されるマスク・医療関連製品等の生産を行う企業を支援し、県内のマスク・医療関連製品の供給量の増加を図るため、「マスク・医療関連製品等生産設備導入支援補助金（二次募集）」事業を実施します。

つきましては、事業計画について次のとおり募集しますので、奮って御応募ください。

なお、応募された事業計画は厳正な審査を行い、その結果、採択された事業計画が補助金の交付対象となります。

1 募集期間

令和2(2020)年7月7日(火)～7月28日(火) ※17:00 必着

2 募集する事業計画

補助対象事業	<p>①マスク等生産設備導入支援事業 経済産業省の「マスク・アルコール消毒液等生産設備導入補助事業」及び「感染症対策関連物資生産設備補助事業」（以下、「国事業」という）に採択された企業が行う設備導入等に関する事業 ただし、生産した製品の全量を国が買い上げる事業計画は対象としません。</p> <p>②医療関連製品等生産設備導入支援事業</p>	
補助対象者	県内において当該事業を実施する企業（コンソーシアム形式での応募も可）	
補助対象経費	経費区分	内 容
	1 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据え付け又は修繕に要する経費	<p>(1)「機械装置費」とは、次のものをいう。</p> <p>ア 本事業に必要な機械装置（測定、分析、解析、評価等を行う機械装置を含む）又は自社により機械装置を製作する場合の部品又は工具器具（補助対象経費で単価50万円以上のもの）の購入に要する経費。</p> <p>イ 本事業に必要な機械装置又は工具器具（補助対象経費で単価50万円以上のもの）の試作、改良、据付け、修繕の外注に要する経費。</p> <p>※3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合、中古の機械装置も対象とする。</p> <p>(2)「工具器具費」とは、補助対象経費で単価50万円未満の次のものをいう。</p> <p>ア 本事業に必要な機械装置等の製作をするための工具器具の購入に要する経費。</p> <p>イ 本事業に必要な工具器具の試作、改良、据え付け、修繕の外注に要する経費。</p>
	2 工事費	<p>機械の製作・設置に付帯する電気工事、レイアウト変更等に要する経費</p> <p>※機械装置と一体で捉えられる内容であって、当該処理がなければ機械装置の動作に著しく障害が出るもので、定着性を有しない等軽微なものに限る。</p> <p>なお、機械設備の設置場所の整備工事や基礎工事を伴う建物等の建設費は計上できません。</p> <p>※補助事業期間内で完了するものに限る。</p>

補助対象 経 費	経費区分	内 容	
	3 技術指導の受け入れに要する経費	本事業を行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合の技術者等に支払われる経費	
	4 実証実験の委託に要する経費	本事業により生産した技術や製品を、実際の現場や試験機関等で使用し、成果活用に向けた課題検証を行う外部委託（謝金等含む）に要する経費	
	5 1～4までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	上に掲げる経費以外で、試作品の製作や測定、分析、解析、試験、プログラム作成の委託等に要する経費	
補 助 上 限 額 と 補 助 率	補助対象事業	補助率	補助上限額
	①マスク等生産設備導入支援事業	○機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据え付け、借用又は修繕に要する経費及び工事費 ①中小企業者(注2)：1/4以内 ②上記①以外：1/3以内 ※国事業と重複しない範囲で補助を行います。	①中小企業者(注2)：1,000万円 ②上記①以外：1,500万円
		○上記以外の経費 10/10以内	100万円
	②医療関連製品等生産設備導入支援事業	○すべての補助対象経費 ①中小企業者(注2)：3/4以内 ②上記①以外：2/3以内	3,000万円

※注1 「医療関連製品等」とは、県内のPCR検査を行う医療現場や、災害時に設置される避難所などで新型コロナウイルス感染症拡大防止に活用が見込まれるマスク（N95マスク含む）や防護服、フェイスガード、手袋、消毒液、パーティション等の製品

※注2 みなし大企業は除く

3 事業日程（予定）

令和2（2020）年7月28日（火）募集締め切り

8月中旬 審査

8月下旬 採択、交付決定・事業開始

令和3（2021）年2月中旬 事業終了

2月末 実績報告書提出

3月 完了検査、補助金支払

※補助金の支払は、事業終了後になります。

※短期間で事業が終了した場合、その都度、完了検査～支払を実施します。

4 留意事項

- ▶ 1企業1申請までとさせていただきます。ただし、一次募集で採択となった企業が異なる製品を生産する事業計画の申請は認めます。
- ▶ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象経費となりません。
- ▶ 同一事業の補助対象経費を他の補助金と重複して補助対象とすることはできません。

- 補助対象となる物件については、使用目的等の制限があります。
- 提出いただいた事業計画書の評価に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に寄与するため、事業後に想定される生産量や生産開始の時期、医療機関等における使用実績、活用が見込まれる現場からの見解等を重視します。
- 今回の当該補助金では、事前着手の届出を行うことで、令和2年(2020)年4月1日以降発生した経費等についても補助対象経費として認める場合があります。
- 採択時には、企業名、代表者名、所在地、事業計画名は公表となります。
- 補助金の採択に当たっては、予算の都合等により減額となる場合があります。
- 本事業により生産した製品を販売するに当たって、県内における安定供給について十分な配慮をお願いいたします。
- 補助事業終了後5年間、成果活用の状況等について報告していただきます。

5 提出書類等

- (1) 事業計画書（実施要領様式第1）
- (2) 補助事業計画書（交付要領様式第2）
- (3) 補助事業内容説明書（交付要領様式第3）
- (4) 技術指導受入計画書（交付要領様式第4）
- (5) 事前着手届出書（交付要領様式第5）（注3）
- (6) 直近の2年間の決算報告書の写し
- (7) 見積書、カタログ等（注4）
- (8) 国事業の補助金申請書及び提案書の写し（注5）
- (9) 国事業の補助金交付決定通知書の写し（注5）
- (10) 製品サンプル等（注6）

※注3 やむを得ない事情により、交付決定より前に補助事業に着手しようとする場合には提出してください。

※注4 取得価格が50万円以上の機械等のみ提出してください。

※注5 ①マスク等生産設備導入支援事業に申請する場合。

※注6 製品サンプル等が提出できない場合には、工業振興課までご相談ください。

上記(1)～(5)の様式については、下記のホームページからダウンロードして作成してください。

○県ホームページ URL

http://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/r2masukuiryou_2nd.html

6 書類提出先・問い合わせ先

- 所定の提出書類を作成の上、工業振興課まで持参又は郵送（7月21日（火）17:00必着）してください。提出書類はコピーをとり、控えを1部保管してください。
- 計画書の記載方法やその他ご不明の点は、工業振興課までお問い合わせください。

栃木県産業労働観光部工業振興課
ものづくり企業支援室
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
（県庁本館 6F 南側）
TEL:028(623)3249/FAX:028(623)3945